

平成19年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[国際私法]

日本に本拠を有する日本法人X会社は、A国に本拠を有するA国法人Y会社との間で売買契約を締結した。この契約書には、Yの子会社Z(B国法人)がB国にある工場で製造する家庭用電気製品をいったんYが購入し、それをYからXが購入してXのブランドをつけて日本において販売すること、売買代金は日本円で支払うこと等がC国の言語で記載されていた。そして、この契約書には、準拠法を定めた条項は置かれていなかった。

後にX・Y間において代金支払い遅延をめぐって紛争が生じたとして、これについて適用すべき準拠法は何か。

【50点】